

「IPアドレス管理指定事業者契約書」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
(新設)	<p><u>第7条（反社会的勢力の排除）</u></p> <p><u>乙は甲に対し、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が以下の各号のいずれにも該当しないことを確約する。</u></p> <p><u>(1) 暴力団</u></p> <p><u>(2) 暴力団員</u></p> <p><u>(3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u></p> <p><u>(4) 暴力団準構成員</u></p> <p><u>(5) 暴力団関係企業</u></p> <p><u>(6) 総会屋等</u></p> <p><u>(7) 社会運動等標ぼうゴロ</u></p> <p><u>(8) 特殊知能暴力集団</u></p> <p><u>(9) その他前各号に準ずる者</u></p> <p><u>(以下、(1) から (9) を総称して「反社会的勢力」という)</u></p> <p><u>2 乙は甲に対し、現在および将来にわたって、自らおよび自らを代理または媒介をする者その他の関係者が前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と以下の各号のいずれかに該当する関係がないことを確約する。</u></p> <p><u>(1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係</u></p> <p><u>(2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係</u></p> <p><u>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係</u></p> <p><u>(4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与す</u></p>

	<p><u>るなどの関係</u></p> <p><u>(5) 役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係</u></p> <p><u>3 乙は甲に対し、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。</u></p> <p><u>(1) 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を棄損し、または甲の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>(5) その他前各号に準ずる行為</u></p>
第7条（IP割り当て規則等の変更） （後略）	第8条（IP割り当て規則等の変更） （後略）
第8条（契約終了の場合の処理） （後略）	第9条（契約終了の場合の処理） （後略）
第9条（契約期間） （後略）	第10条（契約期間） （後略）
第10条（告知による解約） （後略）	第11条（告知による解約） （後略）

<p>第 11 条（解除）</p> <p>乙が下記各号のいずれか 1 に該当する場合、甲はこの契約を解除することができる。ただし、乙に対する損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>（1）委託業務の遂行にあたり、この契約または I P 割り当て規則またはこれに関して甲が定める規則・文書等に違反し、甲が定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき</p> <p>（2）<u>反社会的勢力排除に関する確約書に違反し、または同確約書</u>に基づく表明および確約に関し虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>（3）委託業務を遂行することが著しく困難と認められるとき</p> <p>（4）第 4 条の手数料・維持料または費用の支払いを怠ったとき</p> <p>（5）資産、営業、信用等に重大な変更が生じ委託業務の遂行が困難と認められるとき</p> <p>2 甲がこの契約に違反した場合、乙は、この契約を解除することができる。ただし、I P 割り当て規則の定める範囲内での損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>第 12 条（解除）</p> <p>乙が下記各号のいずれか 1 に該当する場合、甲は<u>何らの催告なしに</u>この契約を解除することができる。ただし、乙に対する損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>（1）委託業務の遂行にあたり、この契約または I P 割り当て規則またはこれに関して甲が定める規則・文書等に違反し、甲が定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき</p> <p>（2）<u>第 7 条に違反し、または同条</u>に基づく表明および確約に関し虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>（3）委託業務を遂行することが著しく困難と認められるとき</p> <p>（4）第 4 条の手数料・維持料または費用の支払いを怠ったとき</p> <p>（5）資産、営業、信用等に重大な変更が生じ委託業務の遂行が困難と認められるとき</p> <p>2 甲がこの契約に違反した場合、乙は、この契約を解除することができる。ただし、I P 割り当て規則の定める範囲内での損害賠償の請求を妨げない。</p>
<p>第 12 条（契約終了時の措置）</p> <p>（後略）</p>	<p>第 13 条（契約終了時の措置）</p> <p>（後略）</p>
<p>第 13 条（協議）</p> <p>（後略）</p>	<p>第 14 条（協議）</p> <p>（後略）</p>
<p>第 14 条（効力発生日）</p> <p>（後略）</p>	<p>第 15 条（効力発生日）</p> <p>（後略）</p>